

平成30年度事業計画書（案）

1) 狂犬病予防等公衆衛生事業

- ・ 集合注射の合理的な推進を目指すと共に個別注射を徹底する。
- ・ 鑑札等の適正交付のために委託事務実施者に対する研修及び指導を徹底する。
- ・ 登録申請書等の入力業務および鑑札・注射済票等の作成、案内通知の発送業務を行う。
- ・ 会員外の獣医師による狂犬病予防注射に対する犬の鑑札等の交付及び手数料徴収業務に係る関係機関との調整およびシステムの強化を行う。
- ・ 神戸市と連携を密にし、未登録犬及び未接種犬をなくすため、飼育者への啓発活動を積極的に行なう。
- ・ 予防注射関連事故防止を図る。
- ・ 甲乙会員に対し予防注射関連事故への対応として賠償責任保険及び傷害保険に加入する。
- ・ 人獣共通感染症については、兵庫県、神戸市、神戸市医師会等の関係機関と連携し、情報の収集及び提供を行なう。
- ・ 上記の事業を円滑に行なうため、狂犬病予防・公衆衛生委員会を設置する。

2) 動物の愛護及び適正管理の推進

- ・ 動愛法および兵庫県条例に基づく負傷動物の救護活動を行なう。
- ・ 環境省の基本指針に基づき、兵庫県と連携し傷病野生鳥獣の救護活動を行なう。
- ・ 盲導犬等の補助犬に対し、治療などの支援を行い、それらの育成に協力する。
- ・ 動物管理センター等において、犬、猫等の人獣共通感染症への注意、正しい飼い方の指導並びに健康相談を通じて感染症蔓延予防の指導啓発を行なう。
- ・ 『神戸市人と猫との共生に関する条例』に基づき猫の不妊手術その他関連する様々な事業を通して公衆衛生の向上を図る。
- ・ 神戸市動物管理センターに遺棄された犬猫の譲渡に関し、その犬猫の不妊手術を行なう。
- ・ 学校園等に飼育されている動物の不妊手術や治療を積極的に実施し、適正飼育指導等を通して人獣共通感染症への注意、感染症蔓延予防の指導啓発を行なう。
- ・ 学校園等での事業を円滑に行うため、学校動物飼育指導委員会を設置する。
- ・ 動物愛護精神啓発のため、9月の動物愛護週間を中心に動物愛護運動に協賛し、その活動を支援する。
- ・ 神戸市と協力して神戸市動物管理センターにおける動物慰霊を行う。
- ・ 神戸市より動物愛護推進員の委嘱を受け、市民の動物愛護思想の高揚及び飼育管理の指導啓発を行なう。

動物の適正飼養のための獣医療提供に係わる各種証明書様式を提供する。

3) 学術知識の向上

- ・ 学術知識向上のため、症例検討会および講習会等を開催し、日本獣医師会、近畿地区連合獣医師会各会主催の講習会等を案内する。
- ・ 学術知識向上のための助成および奨励を行なう。
- ・ その他学術知識向上のための企画、実行をする。
- ・ 上記の事業を円滑に行うため、学術委員会を設置する。
- ・ 会報「TOMO」を通じて情報、学術知識の提供を行なう。
- ・ 学術ビデオテープ及び書籍等の貸出を行なう。

4) 獣医師の社会的地位の向上

- ・ 教養、倫理に関する行事を開催する。
- ・ 勤務獣医師の待遇改善について、日本獣医師会、近畿地区連合獣医師会及び兵庫県獣医師会と歩調を合わせて運動する。
- ・ 獣医事功労者の表彰及び上申を行なう。
- ・ 獣医事問題委員会を設置して、獣医事に関する情報調査活動を推進強化し、獣医事問題解決を図る。

5) 情報活動の強化

- ・ 関係諸団体との関係を密にし、獣医事業の動向、話題等の情報を会員に提供する。
- ・ 会報編集委員会を設置し会報を発行する。
- ・ 本会ホームページの管理運営を行なう。
- ・ 公益法人制度について情報収集し、適正な運営に必要な活動および決議を行なう。

6) その他

- ・ 会員に対して慶弔を行なう。
- ・ 会員相互の親睦を図る。
- ・ 近畿地区連合獣医師大会並びに獣医学術近畿地区学会の開催を準備する。
- ・ 支部活動の強化推進を図る。
- ・ その他必要と認められる事業を行なう。